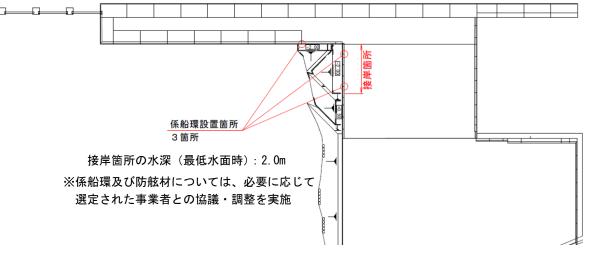
令和6年度 那覇港における海上交通の実現性検討に係る社会実験

社会実験の設定条件

## 【実施場所と取組の区分について】

- 〇本社会実験に係る航路の起点
- ・下図の赤字箇所において係船環による使用船舶の係留、 及び旅客の乗下船等を想定





## 〇取組区分及び想定される内容について

- ・取組区分については下表の(a)(b)のとおり。なお、募集要領に記載のとおり、区分(a)は応募必須、(b)の応募は任意とする。募集要領中の取組区分(a)(b)に係る記載部分については応募者の評価に関わる点も含まれるため十分に確認すること。
- ・応募者は、各取組区分で想定される内容として下表の例示を参考とし、実現可能な 事業計画の提案を行うものとする。

取組区分	想定される内容
(a) 港内観光コンテンツの創出	(例) <u>航路の起終点を同一 (第2クルーズバース)</u>
	とし、運航時間 2 時間以内の観光クルーズ
	等を想定
(b) 二次交通の利便性向上	(例) 行き先は泊ふ頭または那覇ふ頭向けを想定

## 【事業の時期と期間について】

- 令和6年12月~令和7年1月頃
- ・那覇港第2クルーズバースにクルーズ船が寄港する日(※1)
- ・本事業による運航は3日間以内(※2)
- (※1) 今回の社会実験はクルーズ船の乗客向けではなく、クルーズ船の関係者(クルー等)を対象とした運航になる予定です。
- (※2) 取組区分(a)(b)の両方を実施する場合も、計3日の範囲内で事業を行うこと。なお、旅客航路 事業を実施するには運航事業者が地方運輸局との間で所定の手続き(事業開始届出、安全管理 規定 等)を行う必要があるため、遺漏なきようご対応下さい。
- ※ 今後、上記の内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承下さい。